



鳥取県公報

令和6年2月27日（火）
号外第14号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則 （2）（とっとり弥生の王国推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 鳥取県立青谷かみじち史跡公園管理規則（3）（〃）・・・・・・・・・・ 4 鳥取県行政組織規則及び鳥取県会計規則の一部を改正する規則（4）（人事企画課）・・ 5 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （5）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
◇ 人委規則	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（1）（給与課）・・・・・・・・・・ 9 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（2）（〃）・・・・・・・・・・ 10 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（3）（〃）・・・・・・・・・・ 11 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（4）（〃）・・・・・・・・・・ 12

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立青谷かみじち史跡公園管理規則

1 規則の制定理由

鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置及び管理に関する条例の制定に伴い、鳥取県立青谷かみじち史跡公園（以下「史跡公園」という。）の管理に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

- (1) 史跡公園の利用許可の申請に係る手続を定める。
- (2) 史跡公園の施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、又は汚損した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。
- (3) 規則に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、指定管理者が定めるものとする。
- (4) 施行期日は、令和6年3月1日とする。

◇鳥取県行政組織規則及び鳥取県会計規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

ア 地域社会振興部に青谷かみじち史跡公園を新設し、青谷かみじち史跡公園の維持管理、調査研究及び整備に関する事務等を所掌させる。

イ 地域社会振興部文化財局とっとり弥生の王国推進課の青谷かみじち史跡公園準備室を廃止する。

(2) 鳥取県会計規則の一部改正

出納機関に青谷かみじち史跡公園を加え、その出納員を定める。

(3) 施行期日は、令和6年3月1日とする。

◇鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

処理を行っていないふぐの販売の制限の例外として販売の相手方とすることができるふぐを処理する者について定める。

2 規則の概要

(1) 処理を行っていないふぐの販売の相手方とすることができる者は、営業許可証（ふぐを処理する営業に係るものであることが表示されたものに限る。）その他のふぐを処理する営業について食品衛生法による営業の許可を受けた者であることを証する書類の交付を受けた者とする。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第2号

鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置及び管理に関する条例（令和4年鳥取県条例第27号）の施行期日は、令和6年3月1日とする。

鳥取県立青谷かみじち史跡公園管理規則をここに公布する。

令和6年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第3号

鳥取県立青谷かみじち史跡公園管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置及び管理に関する条例（令和4年鳥取県条例第27号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県立青谷かみじち史跡公園（以下「史跡公園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第9条第1項の許可を受けようとする者は、指定管理者（条例第5条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(施設設備の損傷等の届出)

第3条 史跡公園の施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、又は汚損した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

鳥取県行政組織規則及び鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第4号

鳥取県行政組織規則及び鳥取県会計規則の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																												
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 地方機関</p> <p>第1節～第6節 略</p> <p>第7節 地域社会振興部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第12款 略</p> <p><u>第13款 青谷かみじち史跡公園(第57条の2・第57条の3)</u></p> <p>第14款 略</p> <p>第8節～第15節 略</p> <p>第4章・第5章 略</p> <p>附則</p> <p>(課及び課内室の設置)</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部及び第2欄に掲げる局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">部</th> <th style="width: 25%;">局</th> <th style="width: 25%;">課</th> <th style="width: 25%;">課内室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地域社会 振興部</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">文化財局</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">とっとり 弥生の王 国推進課</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(地域社会振興部各課の所掌事務)</p> <p>第8条 地域社会振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>市町村課～文化財局文化財課 略</p> <p>文化財局とっとり弥生の王国推進課</p> <p>(1)・(2) 略</p>	部	局	課	課内室	略				地域社会 振興部	略			文化財局	略			とっとり 弥生の王 国推進課		略				<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 地方機関</p> <p>第1節～第6節 略</p> <p>第7節 地域社会振興部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第12款 略</p> <p>第13款 略</p> <p>第8節～第15節 略</p> <p>第4章・第5章 略</p> <p>附則</p> <p>(課及び課内室の設置)</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部及び第2欄に掲げる局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">部</th> <th style="width: 25%;">局</th> <th style="width: 25%;">課</th> <th style="width: 25%;">課内室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地域社会 振興部</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">文化財局</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">とっとり 弥生の王 国推進課</td> <td style="text-align: center;">青谷かみ じち史跡 公園準備 室</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(地域社会振興部各課の所掌事務)</p> <p>第8条 地域社会振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>市町村課～文化財局文化財課 略</p> <p>文化財局とっとり弥生の王国推進課</p> <p>(1)・(2) 略</p>	部	局	課	課内室	略				地域社会 振興部	略			文化財局	略			とっとり 弥生の王 国推進課	青谷かみ じち史跡 公園準備 室	略			
部	局	課	課内室																																										
略																																													
地域社会 振興部	略																																												
	文化財局	略																																											
		とっとり 弥生の王 国推進課																																											
略																																													
部	局	課	課内室																																										
略																																													
地域社会 振興部	略																																												
	文化財局	略																																											
		とっとり 弥生の王 国推進課	青谷かみ じち史跡 公園準備 室																																										
略																																													

(3) 鳥取県立青谷かみじち史跡公園に関するこ
と。

(4) 略

(5) 略

(内部組織)

第57条 略

第13款 青谷かみじち史跡公園

(名称及び位置)

第57条の2 鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置及
び管理に関する条例（令和4年鳥取県条例第27号）
第1条の規定により設置された青谷かみじち史跡公
園の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立青谷かみじち史跡公園	鳥取市

(所掌事務)

第57条の3 青谷かみじち史跡公園は、次に掲げる事
務を所掌する。

(1) 青谷かみじち史跡公園の維持管理、調査研究
及び整備に関すること。

(2) 重要文化財等の収蔵展示に関すること。

(3) 青谷かみじち史跡公園の普及啓発及び情報発
信に関すること。

(4) 青谷かみじち史跡公園の関係職員その他関係
者の研修に関すること。

(5) 青谷上寺地遺跡の管理団体（文化財保護法
（昭和25年法律第214号）第113条第1項の規定に
よる指定を受けた団体をいう。）として行う管理
及び復旧に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、青谷かみじち史
跡公園の保存及び活用を図るために必要な事項に
関すること。

第14款 略

(名称及び位置)

第58条 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理
に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号）第1条
の規定により設置されたむきばんだ史跡公園の名称
及び位置は、次のとおりである。

(3) 略

(4) 略

(内部組織)

第57条 略

第13款 略

(名称及び位置)

第58条 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理
に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号）第1条
の規定により設置されたむきばんだ史跡公園（以下
「史跡公園」という。）の名称及び位置は、次のと
おりである。

<p style="text-align: center;">略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第59条 <u>むきばんだ史跡公園</u>は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) <u>むきばんだ史跡公園</u>の維持管理、調査研究及び整備に関すること。</p> <p>(2) <u>むきばんだ史跡公園</u>の普及啓発及び情報発信に関すること。</p> <p>(3) <u>むきばんだ史跡公園</u>の関係職員その他関係者の研修に関すること。</p> <p>(4) 妻木晩田遺跡の管理団体（文化財保護法第113条第1項の規定による指定を受けた団体をいう。）として行う管理及び復旧に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>むきばんだ史跡公園</u>の保存及び活用に関し必要な業務に関すること。</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第59条 <u>史跡公園</u>は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) <u>史跡公園</u>の維持管理、調査研究及び整備に関すること。</p> <p>(2) <u>史跡公園</u>の普及啓発及び情報発信に関すること。</p> <p>(3) <u>史跡公園</u>の関係職員その他関係者の研修に関すること。</p> <p>(4) 妻木晩田遺跡の管理団体（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条第1項の規定による指定を受けた団体をいう。）として行う管理及び復旧に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>史跡公園</u>の保存及び活用に関し必要な業務に関すること。</p>
--	---

(鳥取県会計規則の一部改正)

第2条 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>別表第1（第2条、第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県埋蔵文化財センター</td> <td>次長</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="border: 2px solid black;">鳥取県立青谷かみじち史跡公園</td> <td style="border: 2px solid black;">係長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	職	略		鳥取県埋蔵文化財センター	次長	鳥取県立青谷かみじち史跡公園	係長	略		<p>別表第1（第2条、第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県埋蔵文化財センター</td> <td>次長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	職	略		鳥取県埋蔵文化財センター	次長			略	
機関	職																				
略																					
鳥取県埋蔵文化財センター	次長																				
鳥取県立青谷かみじち史跡公園	係長																				
略																					
機関	職																				
略																					
鳥取県埋蔵文化財センター	次長																				
略																					

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第5号

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第78号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(塩蔵処理) 第5条 略 <u>(ふぐを処理する者に係る書類)</u> <u>第5条の2 条例第3条第1号の規則で定める書類</u> <u>は、鳥取県食品衛生条例（平成12年鳥取県条例第17号）第5条第1項に規定する許可証（ふぐを処理する営業に係るものであることが表示されたものに限る。）その他のふぐを処理する営業について食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けた者であることを証する書類とする。</u>	(塩蔵処理) 第5条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月27日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第1号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>青谷かみじち史跡公園又はむきばんだ史跡公園</u>の係長（史跡の調査及び整備を担当する者に限る。）及び文化財主事</p> <p>(12)～(20) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) <u>青谷かみじち史跡公園又はむきばんだ史跡公園</u>の係長（史跡の調査及び整備を担当する者に限る。）及び文化財主事</p> <p>(14)～(22) 略</p> <p>4 略</p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>むきばんだ史跡公園の係長</u>（史跡の調査及び整備を担当する者に限る。）及び文化財主事</p> <p>(12)～(20) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) <u>むきばんだ史跡公園の係長</u>（史跡の調査及び整備を担当する者に限る。）及び文化財主事</p> <p>(14)～(22) 略</p> <p>4 略</p>

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月27日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第2号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
組織		職		区分	組織		職		区分
知事の 事務部 局	略				知事の 事務部 局	略			
	地方 機関	略				地方 機関	略		
		埋 蔵 文 化 財セ ンタ ー	略				埋 蔵 文 化 財セ ンタ ー	略	
			発掘事業室 の室長（人 事委員会が 承認したも の に 限 る。）					発掘事業室 の室長（人 事委員会が 承認したも の に 限 る。）	
			4種					4種	
青 谷 か み じ ち 史 跡 公園	所長		3種	青 谷 か み じ ち 史 跡 公園	所長		3種		
略				略					
略					略				

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月27日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前																													
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">知事 の事 務部 局</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>埋蔵文化財センター</td> <td>所長 次長</td> </tr> <tr> <td>青谷かみじち史跡公園</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>		機関	職員	略		知事 の事 務部 局	略	埋蔵文化財センター	所長 次長	青谷かみじち史跡公園	所長	略		略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">知事 の事 務部 局</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>埋蔵文化財センター</td> <td>所長 次長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>		機関	職員	略		知事 の事 務部 局	略	埋蔵文化財センター	所長 次長			略		略	
機関	職員																														
略																															
知事 の事 務部 局	略																														
	埋蔵文化財センター	所長 次長																													
	青谷かみじち史跡公園	所長																													
	略																														
略																															
機関	職員																														
略																															
知事 の事 務部 局	略																														
	埋蔵文化財センター	所長 次長																													
	略																														
略																															
備考 略		備考 略																													

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月27日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第4号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後										改正前											
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）																					
組織		職務の級									組織		職務の級								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
知事	略																				
の事	地方	略																			
務部	機関	埋蔵文化財センター																			
局						室長	室長	所長							室長	室長	所長				
						次長	次長	室長							次長	次長	室長				
		青谷かみじち史跡公園																			
								所長													
		略																			
備考 略																					
別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表（第2条関係）																					
組織		職務の級				組織		職務の級													
		1級	2級	特2級	3級	4級			1級	2級	特2級	3級	4級								
知事	略																				
の事	地方	略																			
務部	機関	埋蔵文化財センター																			
局				係長	係長	係長									係長	係長	係長				
				文化財主事	文化財主事	文化財主事									文化財主事	文化財主事	文化財主事				
		青谷かみじち史跡公園																			
				係長	係長										係長	係長					
				文化財主事	文化財主事										文化財主事	文化財主事					
		略																			
備考 略																					
別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表（第2条関係）																					
組織		職務の級				組織		職務の級													
		1級	2級	特2級	3級	4級			1級	2級	特2級	3級	4級								
知事	略																				
の事	地方	略																			
務部	機関	埋蔵文化財センター																			
局				係長	係長	係長									係長	係長	係長				
				文化財主事	文化財主事	文化財主事									文化財主事	文化財主事	文化財主事				
		青谷かみじち史跡公園																			
				係長	係長										係長	係長					
				文化財主事	文化財主事										文化財主事	文化財主事					
		略																			
備考 略																					

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。